ホ　特大車

			海老名南ジャンクション
		寒川北	—
	寒川南	—	50
西久保ジャンクション	—	—	250

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ジャンクション
						八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					八王子ジャンクション	—	—	—	—	—	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,800	1,850	1,850
				八王子南	—	—	—	—	—	—	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,750	1,850	1,850
			城山	—	—	—	—	—	—	—	550	1,200	1,400	1,400	1,400	1,850	1,950	1,950	1,950
		相模原	—	—	—	—	—	—	—	200	700	1,250	1,450	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
	圏央厚木	—	—	150	400	400	400	400	500	650	1,150	1,700	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
海老名	—	—	50	700	950	950	950	950	950	1,050	1,550	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

（注１）上記のうち、あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

（注２）供用されていない区間の割引額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

㈡　伊勢湾岸道路における割引

割引率は30パーセントとし、伊勢湾岸道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ㈠から㈢の定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

ロ㈠については、平成21年５月13日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで、ロ㈡及び㈢については、平成21年５月13日から平成26年３月31日までとする。

⑬　特別区間等における割引㈢

イ　割引をする自動車

全自動車。

ロ　割引率等

割引額は次表のとおりとし、⑵①イ㈡（イ）Ａの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

車種＼区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	11.808	11.808
普通車	14.76	14.76
中型車	17.712	17.712
大型車	24.354	24.354
特大車	40.59	40.59

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。